

(別紙)

平成26年3月31日

総務大臣
新藤義孝 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成26年2月12日付け諮問第3065号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 復興特別法人税の課税期間を一年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当審議会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

復興特別法人税について

接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
- ・地方特別法人税
- ・法人税
- ・道府県民税
- ・市町村民税
- ・復興特別法人税(2.55%→0%※)

H26年度
以降

※ 平成26年3月20日「所得税法等の一部を改正する法律案」の成立により一年前倒して終了

本件申請においては、復興特別法人税が平成26年度にも適用されることを前提に接続料が算定されているが、平成26年3月20日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立し、復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することが確定したため、平成26年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
(長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料等の改定)

意見 1 光ケーブルの経済的耐用年数については、実態より短い推計値となっている可能性があるため、見直しを行い、平成 27 年度の接続料算定から見直し後の経済的耐用年数を適用すべき	考え方 1
○ 光ケーブルの経済的耐用年数を見直しの上延長し、平成 27 年度接続料算定から見直し後の経済的耐用年数を適用すべきと考えます。 「接続料規則の一部を改正する省令案」に対する平成 25 年 11 月 28 日付け弊社共意見としても提出させて頂きましたが、光ケーブルの経済的耐用年数については、光ケーブルの耐久性が十分に反映されておらず実態より短めの推計値となっている可能性があります。従って、長期増分費用モデル研究会等の場において見直しの議論を行い、平成 27 年度の接続料算定から見直し後の経済的耐用年数を適用して頂きたいと考えます。 【ソフトバンクＢＢ（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株）】	○ 設備の経済的耐用年数の推計方法も含めた現行の長期増分費用モデル（第六次モデル）については、平成 24 年 9 月 25 日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」において、その適用期間が、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間とされており、この間は接続料算定に係る追加的な補正等を原則として行わないことが適当である。

意見 2 今後も更に接続料が上昇する場合は、追加的な補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応を検討すべき。	考え方 2
○ 先日認可申請が行われた平成 26 年度の PSTN 接続料案は、GC 接続・IC 接続共に平成 25 年度と比べて若干水準が上昇しています。 これは、6 次モデル策定時におけるコスト削減効果を上回る速度でトラフィックが減少している影響であり、平成 27 年度以降の接続料についても、更に上昇していくことが想定されます。今後更なる接続料の上昇が続けば、ユーザー料金にも波及しかねないものと考えられるため、ユーザー利便を損なわないためにも、追加的な補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応を検討することが必要と考えます。 なお、平成 28 年度以降の接続料については、現在検討されている IP-LRIC モデルを含め、PSTN から IP 網へのマイグレーションの移行期にあることを踏まえ、接続料の在り方を検討すべきと考えます。 【KDDI 株式会社】	○ 考え方 1 のとおり。 ただし、第六次モデルの適用期間内であっても、IP 網への移行の進展等により、算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、その変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかなモデルの見直しに向けた検討を行うことが適当である。
意見 3 次期モデルを平成28年度よりも早期に適用するよう議論すべき。	考え方 3
○ 次期モデルは原則平成28年度からの適用とされていますが、平成28年度より早期に適用するよう議論すべきと考えます。 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方 答申」（平成24年 9月25日付け）には、「IP 網への移行の進展等により、電気通信分野を取り巻く環境は今後急速に変化していくことも見込まれるため、適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、今後の環境変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当」と記載されています。この、「算定方式の前提としている事項が大きく変化すること」は、平成24年6月29日の第19回接続政策委員会で議論があったとおり、IP網への移行が見込みより急速に進展した場合や次期モデルが早期完成した場合等も含め広く想定し得ることから、次期モデル完成後速やかに平成28年度より早期の適用に向けた議論を接続政策委員会で実施すべきと考えます。 【ソフトバンクBB（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株）】	○ 考え方 2 のとおり。